

# 仕様書

## 1 品名

情報管理センターで使用する電気

(Electricity to be used in IT Systems Management Center)

## 2 概要

### (1) 対象建物

株式会社かんぽ生命保険 IT管理部 情報管理センター

### (2) 需要場所

埼玉県戸田市美女木東

### (3) 業種及び用途

生命保険業（電算機センター）

## 3 電気方式等

### (1) 供給電気方式

交流3相3線方式

### (2) 供給電圧（標準電圧）

60,000ボルト

### (3) 計量電圧（標準電圧）

60,000ボルト

### (4) 標準周波数

50ヘルツ

### (5) 受電方式

2回線方式（本線・予備線）

### (6) 非常用発電設備

ア 自家発電設備		3,200キロワット3台
		320キロワット1台
イ 交流無停電電源設備	CVCF	500キロボルトアンペア4台×2組
		75キロボルトアンペア2台
	バッテリー	800アンペアアワー4台×2組
		300アンペアアワー2台

## 4 契約電力および予定使用電力量

### (1) 契約電力

ア 常時電力 2,200キロワット

イ 予備電力 2,200キロワット

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）

また、予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。）

（契約電力については、システム設備等の増減により変更する可能性がある。）

### (2) 予定使用電力量（月別の予定使用電力量は、別添のとおり）

12,978,000 キロワット時

### (3) 供給電気の種類等

ア 見積は、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の電気（以下、「グ

リーン電力」という。) のもので提出すること。

イ 年間使用電力量に対するグリーン電力量の割合（以下、「RE 比率」という。）は 100% のもので提出すること。

ウ RE 比率は、協議により 3 か月前までに変更可能とすること。

エ 電気料金単価及び電気料金は消費税 10% を含むこと。

オ 燃料費調整額および再生可能エネルギー賦課金は見積りに含めないこと。

(4) RE 比率を確認できる資料の提出

年度終了後速やかに、別紙を参考に RE 比率を確認できる資料を提出することとし、資料作成に要する費用については電力事業者負担とする。また、年度途中で契約が終了する場合は、供給期間終了後速やかに提出することとする。

(5) 供給期間

2024年4月1日0時から2025年3月31日24時まで

ただし、委託期間満了の1か月前までに、当社または受託者から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後における満期のときも2029年3月31日を限度としてまた同様とする。

(6) 需給地点

需給場所における情報管理センターの設置した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と、東京電力パワーグリッド株式会社の設置した終端接続部端子との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記 (6) 需給地点と同じ。

(8) 保安上の責任分界点

上記 (6) 需給地点と同じ。

(9) 力率

供給期間における平均予定力率は、100パーセントとする。(自動力率調整装置を設置)

5 計量等

(1) 自動検針装置

有

(2) 電力事業者の検針方法

遠隔自動検針

(3) 計量器の構成

電力需給用複合計器（通信機能付）

(4) 計量に要する費用

電力事業者の負担とする。

なお、契約を履行するために発生する設備の改造に要する費用も同様とする。

6 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は有していない。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の小売電気事業者が定める標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 電気需給契約における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

- イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、供給者と受給者が協議の上決定するものとする。
  - (5) 詳細については、株式会社かんぽ生命保険 I T 管理部総括担当（03-6455-6102）の指示による。
  - (6) 疑義については、株式会社かんぽ生命保険 I T 管理部総括担当（03-6455-6102）まで照会のこと。

同様の内容が記載された任意の様式も可

別紙

202X年〇月〇日

## 特定電源割当証明書

株式会社かんぽ生命保険 様

株式会社〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

1 供給期間

202X年XX月XX日 ~ 202X年XX月XX日

2 需給場所

契約名義	
住所	
供給地点特定番号	
お客さま番号	

3 供給元電源情報

供給元発電所	
発電方法	
供給電力量	

4 供給電力量に占める再生可能エネルギーによる電力量の比率

比率	100%
----	------

# 月別予定使用電力量 (2024年4月～2025年3月)

別添

区分 年月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク時間 (キロワット時)	夏季昼間時間 (キロワット時)	その他季昼間時間 (キロワット時)	夜間時間 (キロワット時)
2024年4月	1,076,000			469,000	607,000
2024年5月	1,079,000			439,000	640,000
2024年6月	1,160,000			589,000	571,000
2024年7月	1,239,000	129,000	464,000		646,000
2024年8月	1,226,000	133,000	476,000		617,000
2024年9月	1,149,000	116,000	424,000		609,000
2024年10月	1,107,000			510,000	597,000
2024年11月	1,048,000			458,000	590,000
2024年12月	998,000			446,000	552,000
2025年1月	1,001,000			410,000	591,000
2025年2月	897,000			387,000	510,000
2025年3月	998,000			458,000	540,000
合計	12,978,000	378,000	1,364,000	4,166,000	7,070,000

ピーク時間 夏季昼間時間 その他季昼間時間 夜間時間 休日等	毎年7月1日から9月30日までの期間における、平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間。 毎年7月1日から9月30日までの期間における、平日(土曜日を含む)の午前8時から午後10時までの時間。 毎年10月1日から翌年6月30日までの期間における、平日(土曜日を含む)の午前8時から午後10時までの時間。 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間。 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
--	---